

# 2026 米原市で立地される企業の皆様へ 米原市企業立地優遇制度のご案内

米原市では、米原市企業立地促進条例に基づき、市内で要件を満たす事業所等の新增設を行う企業に対して、奨励金を交付します。

## 1. 対象となる施設

- 製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、宿泊業を行う事業の用に直接供する施設
- 試験研究の用に供する施設

## 2. 指定要件

	【新設の場合】	【増設の場合】
事業所等の新增設による固定資産（建物、償却資産）を取得するために要した費用の総額	5億円以上	1億円以上
事業所等の新增設に伴い、新たに増加する常用雇用者(※)の数が5人以上		
事業所等の新增設に伴い、市との間に公害防止および環境保全に関する協定の締結		
事業所等の新增設に係る建築確認済証の交付日から、5年を経過する日までに営業を開始するもの		

※常用雇用者：雇用期間の定めがなく、雇用保険、健康保険、厚生年金保険の被保険者である雇用者

## 3. 奨励金の種類

	対象経費・要件	奨励金の額	交付対象期間
事業所等新增設促進奨励金	新增設した事業所等に係る家屋および償却資産に対して賦課される固定資産税等	固定資産税等の納税額に相当する額	新增設した事業所等の事業開始後、固定資産税等が賦課されることとなった年度以降3年度間
雇用促進奨励金	事業所等を新增設することに伴い、新たに雇用され、奨励金の交付申請時に、1年以上継続して雇用され、3月以上市内に住所を有する常用雇用者	20万円（障がい者の場合は40万円）に、左欄に掲げる対象者の人数を乗じて得た額（交付対象期間中1人1回限りとし、200人を限度とする）	新增設した事業所等が事業を開始した年度の翌年度以降3年度間
従業員住居手当奨励金	事業所等を新增設することに伴い、新たに雇用され、奨励金の交付申請時に、市内に住所を有し、他の公的制度による家賃補助を受けていない常用雇用者に指定企業が支払う住居手当	左欄に掲げる住居手当の額の2分の1とし、1人1月当たり1万5千円を限度とする	新增設した事業所等が事業を開始した年度の翌年度以降3年度間
事業所等設備投資促進奨励金	指定企業が事業を開始した日までに取得した建物および償却資産の取得に要した経費	指定企業が事業所等を新增設した建物および償却資産の取得に要した費用に10分の1を乗じた額とし、5,000万円を限度とする	新增設した事業所等が事業を開始した年度

## 4. 申請手続きの流れ

事業所等の  
新增設の  
計画段階

申請者

① 事業所等を新增設する計画が、奨励措置の指定要件に該当するか確認

申請者

② 企業指定申請書(様式第1号)と事業所等新增設計画書(様式第2号)の提出  
※建築確認済証の交付日から、工事の着手日まで提出してください。

米原市

③ 指定決定通知書の送付  
※事業所等を新增設する計画が、奨励措置の対象として認められる場合

申請者

④ 新增設する事業所等の工事開始

申請者

⑤ 事業開始届(様式第4号)の提出  
※工事の終了後から新增設した事業所等で事業を開始する日までに提出してください。

米原市

⑥ 事業開始届の受理

申請者

⑦ 奨励金交付申請書(様式第5号)を奨励金の交付を受けようとする年度の1月末日までに提出  
※新增設した事業所等の事業開始後、固定資産税等が賦課されることとなった年度から申請可能

米原市

⑧ 奨励金交付決定通知書の送付

申請者

⑨ 奨励金請求書の提出

米原市

⑩ 奨励金の支払い

※2年目以降は、⑦から繰り返し

事業開始後

[制度の詳細や申請様式のダウンロードはこちら](#)

米原市公式ホームページ  
「米原市の企業立地優遇制度」



[米原市の魅力をさらに知りたい方はこちら](#)

米原市の魅力紹介ホームページ  
「びわ湖の素」



【お問い合わせ先】

米原市役所経済環境部産業政策課  
〒521-8501

滋賀県米原市米原1016番地

TEL : 0749-53-5146

Mail : syoko@city.maibara.lg.jp